

第33回 定時株主総会招集ご通知

日時 2022年6月23日（木曜日）
午後1時30分（受付開始 午後0時30分）

場所 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
丸の内トラストタワーN館9階 会議室

目次

第33回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	32
計算書類	35
監査報告	38
株主総会参考書類	45

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

株主各位

証券コード 4792

2022年6月8日

東京都千代田区丸の内一丁目8番1号

丸の内トラストタワーN館

山田コンサルティンググループ株式会社

代表取締役社長 **増田 慶作**

第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第33回定時株主総会を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

株主総会の会場におきましては、新型コロナウイルス感染防止対策を講じておりますが、ご出席に際しましては、ご自身のご体調をご確認のうえ、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会当日の運営等については当社ウェブサイト (<https://www.yamada-cg.co.jp/>) に掲載しておりますので、発信情報をご確認くださいよう、ご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

また、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2022年6月22日（水曜日）午後6時までに到着するようご送付ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、賛否をご入力のうえ、2022年6月22日（水曜日）午後6時までに議決権をご行使ください。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月23日（木曜日）午後1時30分（受付開始時刻 午後0時30分）
2 場 所	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワーN館9階 会議室 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第33期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 第33期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <p>第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件</p>
4 議決権行使のご案内	3頁に記載の【議決権行使のご案内】をご参照ください。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。本招集ご通知において提供すべき書類のうち次に掲げる事項については、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

①連結計算書類の「連結注記表」

②計算書類の「個別注記表」

なお、上記①及び②は、監査報告の作成に際して、会計監査人及び監査等委員会が監査をした連結計算書類及び計算書類に含まれております。

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

また、新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主総会終了後の「株主懇談会」につきましては中止とさせていただきます。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト (<https://www.yamada-cg.co.jp/>)



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2022年6月23日(木曜日)
午後1時30分
(受付開始時刻 午後0時30分)



書面(郵送)で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月22日(水曜日)
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月22日(水曜日)
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 票

XXXXXXXXXX年XX月XX日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

5. _____

6. _____

7. _____

8. _____

9. _____

10. _____

11. _____

12. _____

13. _____

14. _____

15. _____

16. _____

17. _____

18. _____

19. _____

20. _____

21. _____

22. _____

23. _____

24. _____

25. _____

26. _____

27. _____

28. _____

29. _____

30. _____

31. _____

32. _____

33. _____

34. _____

35. _____

36. _____

37. _____

38. _____

39. _____

40. _____

41. _____

42. _____

43. _____

44. _____

45. _____

46. _____

47. _____

48. _____

49. _____

50. _____

51. _____

52. _____

53. _____

54. _____

55. _____

56. _____

57. _____

58. _____

59. _____

60. _____

61. _____

62. _____

63. _____

64. _____

65. _____

66. _____

67. _____

68. _____

69. _____

70. _____

71. _____

72. _____

73. _____

74. _____

75. _____

76. _____

77. _____

78. _____

79. _____

80. _____

81. _____

82. _____

83. _____

84. _____

85. _____

86. _____

87. _____

88. _____

89. _____

90. _____

91. _____

92. _____

93. _____

94. _____

95. _____

96. _____

97. _____

98. _____

99. _____

100. _____

〇〇〇〇〇〇

ご署名日現在のご所有株式数 XX 株

議決権の数 XX 票

ログイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

パスワード XXXXXX

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> **[賛]** の欄に〇印
- 反対する場合 >> **[否]** の欄に〇印

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> **[賛]** の欄に〇印
- 全員反対する場合 >> **[否]** の欄に〇印
- 一部の候補者に反対する場合 >> **[賛]** の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

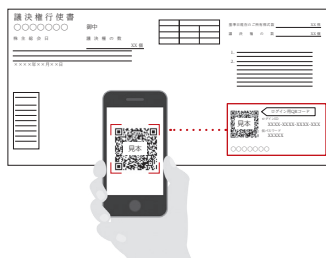
書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

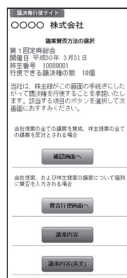
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



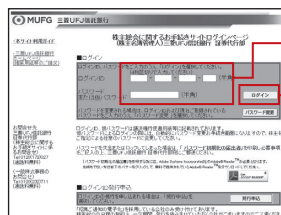
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

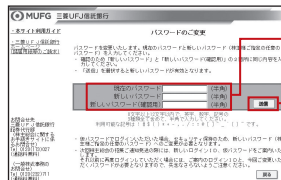
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況 (連結ベース)

(1) 当事業年度の事業の状況

① 連結損益の状況

当社グループの当連結会計年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）の業績は、売上高14,645,401千円（前期比4.3%減）、売上原価2,201,251千円（同36.2%減）となりました。

売上高及び売上原価が前期比減少しているのは、投資・ファンド事業において前連結会計年度は投資先株式売却等による売上高2,619,909千円、売上原価1,916,379千円であったのに対して、当連結会計年度は投資先株式売却等による売上高637,378千円、売上原価472,147千円であったことによるものであります。

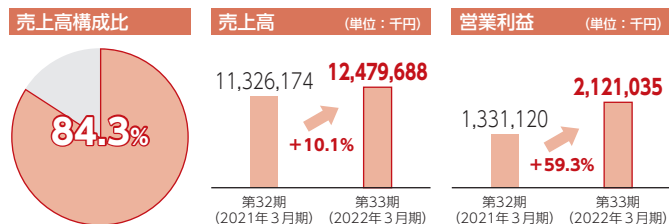
売上総利益は、経営コンサルティング事業の業績が順調であったことから12,444,149千円（同4.9%増）となり、営業利益は2,501,604千円（同11.0%増）、経常利益2,570,864千円（同10.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,716,063千円（同23.0%増）となりました。

	第32期 (2021年3月期)	第33期 (2022年3月期)	前期比	
	金額 (千円)	金額 (千円)	金額	増減率
売上高	15,315,397	14,645,401	△669,996	△4.3%
売上総利益	11,859,799	12,444,149	+584,350	+4.9%
営業利益	2,252,144	2,501,604	+249,459	+11.0%
経常利益	2,322,211	2,570,864	+248,652	+10.7%
親会社株主に帰属する当期純利益	1,394,265	1,716,063	+321,797	+23.0%

② 各セグメント別の業績の概況

各セグメント別の業績の概況は以下のとおりであります。

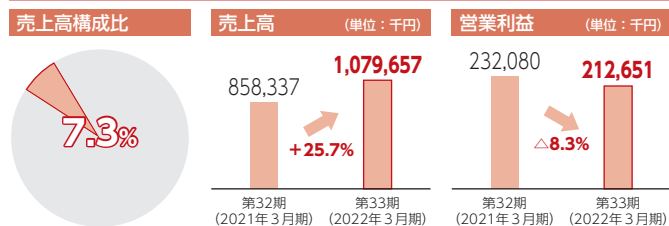
経営コンサルティング事業



経営コンサルティング事業の業績は、売上高12,479,688千円（前期比10.1%増）、売上総利益11,218,196千円（同10.2%増）、営業利益2,121,035千円（同59.3%増）となりました。

持続的成長コンサルティングにおいては多様なコンサルティングニーズが顕在化しており、新規の引き合い・受注が順調に推移いたしました。M&Aコンサルティングは受注済案件について順調に進捗・クロー징いたしました。また、事業承継コンサルティングは、コンサルティングニーズが引き続き高く、相談及び受注件数は堅調に推移いたしました。

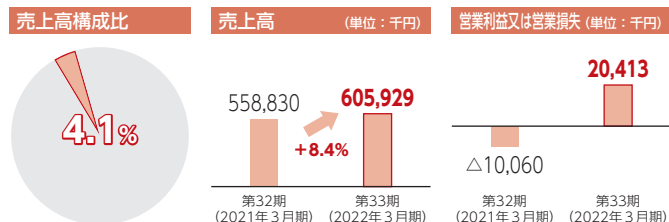
不動産コンサルティング事業



不動産コンサルティング事業の業績は、売上高1,079,657千円（前期比25.7%増）、売上総利益654,046千円（同8.6%増）、営業利益212,651千円（同8.3%減）となりました。

大型不動産売買仲介案件を受注できたこと、及び提携会計事務所へのアプローチ強化により案件相談が増加傾向となってきたことから前期比増収となりましたが、人員増加等による販売費及び一般管理費が前期比増加したことから、営業利益は減益となりました。

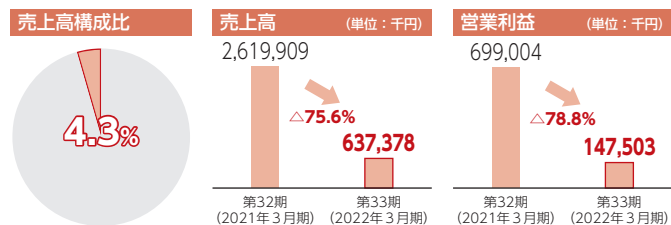
教育研修・FP関連事業



教育研修・FP関連事業の業績は、売上高605,929千円（前期比8.4%増）、売上総利益408,915千円（同6.0%増）、営業利益20,413千円（前期は営業損失10,060千円）となりました。

集合研修・WEB研修ともに各企業の研修ニーズの多様化に対応することにより業績は営業利益を確保することができました。

投資・ファンド事業



投資・ファンド事業の業績は、売上高637,378千円（前期比75.6%減）、売上総利益165,231千円（同76.5%減）、営業利益147,503千円（同78.8%減）となりました。

前期比減収減益となったものの、ファンド投資先からの受取配当金収入、ファンド投資先株式売却によるキャピタルゲインがあったことから、営業利益は147,503千円となりました。

・2022年3月末投資残高3,965,168千円（6件）

（注）各セグメントの売上高には、セグメント間の内部売上高157,252千円（経営コンサルティング事業153,977千円、不動産コンサルティング事業3,275千円）が含まれております。

③ 企業集団の経営方針

(a) 当社グループ経営基本理念

当社グループは、「健全な価値観」「社会貢献」「個と組織の成長」を基本理念として掲げ、高付加価値情報を創造・提供し、顧客の発展ひいては社会の発展に貢献することにより「存在する意義のある組織」であり続けることを目指しております。

当社グループでは「健全な価値観」に基づく組織風土を保持し続けることを最重要経営課題であると認識しており、その浸透に常に努めております。

今後も健全な成長・発展を継続することにより「存在する意義のある組織」として社会貢献を目指してまいります。

(b) 各事業セグメントの現況と見通し

イ) 経営コンサルティング事業

<経営コンサルティング事業（持続的成長、DX、組織戦略、コーポレートガバナンス）>

顧客及び主要な紹介元である金融機関は、ともにコロナ禍におけるビジネスの進め方がさらに進展しており、受注環境はコロナ禍前と同様の状況に回復しております。

成長戦略を実現するためのM&A戦略立案及び実行、カーボンニュートラルなどサステナビリティ経営に関連したニーズが増加しています。また、働き方の変化や労働市場の変化に伴い、組織戦略コンサル及びDXコンサルの相談が増えています。変化する顧客ニーズへの対応を強化するべく役務の開発、また当該分野の社内におけるナレッジ共有のシステム開発と実装及び、人材採用・育成による人員増強を図ってまいります。特に、事業会社出身で経営経験を有する人材を採用して経営戦略コンサルの対応力を強化します。

<事業再生コンサルティング事業>

コロナ禍に伴う制度融資等により企業の資金繰りは落ち着いておりましたが、第6波の影響等により、業況は一進一退で推移しています。加えて、一定の資金支援の後、追加の資金獲得も難しくなっていることから、過剰債務に伴う課題が深刻になりつつあります。

企業の本業（PL）改善、及び財務安定化へのニーズの高まりに伴い、金融機関からの紹介件数は、堅調に推移しております。また、企業の資金繰り状況によっては、スポンサー型のM&A（事業再生型M&A）へのニーズも今後高まっていくものと想定しております。

本業（PL）改善や事業再生型M&Aへの支援ニーズに応えるべく人員増強し体制を整えるとともに、顧客経営者に常に寄り添い、当社の強みである総合力を発揮したサービスを提供してまいります。

<M&Aアドバイザー事業>

M&Aをとりまく環境におけるコロナ禍の影響は一巡し、引き合い件数・契約件数ともにコロナ禍前と同程度の水準まで回復しております。また、ウクライナ情勢や中国でのゼロコロナ政策によるサプライチェーン

への打撃は、日本国内における中堅中小企業にも少なからず影響を及ぼすことが想定され、足元の引き合い件数も影響の大きい業種を中心に増えております。2023年3月期初時点の引き合い・受注件数は、2022年3月期初比約40%増と増加傾向にあり、今後は事業再生型M&Aや大手企業におけるノンコア事業売却ニーズもさらに増加していくものと見込まれます。

M&Aアドバイザーサービスの差別化・競争力向上のため、M&Aを単なる会社の売買と捉えることなく、経営コンサルティング役務の1つとして、会社の成長・生き残り、地域経済の活性化、業界の再編等、様々な形でM&Aアドバイザー（コンサルティング）を提供しております。相談から実行に至るまで長期間を要するものの、当社の従来からの強みであるコンサルティング機能を発揮し、様々な選択肢を提供することで、経営者・企業に寄り添うM&Aアドバイザーサービスを丁寧に実行してまいります。

また、買い手企業向けの新しいサービスとして2022年3月期より開始した『Y-search（※）』の認知拡大を通し、さらに戦略的かつ能動的なM&Aサービスを提供してまいります。

体制面においては、経営コンサルティングチーム・事業承継チームと連携し、経営コンサルティングや事業承継支援をきっかけとしたM&Aに取り組んでまいりました。事業・業界に知見の深い他部門のコンサルタントとの協働を通して、専門性を高めることを進めてきた結果、M&A役務に留まらずそこから派生する様々な相談が増えております。

2023年3月期はこれに加えて、地方拠点と本社のM&Aチームとの一体運営を一層強化し、地方拠点におけるM&A役務の認知拡大・品質向上を図ってまいります。コンサルティング型M&A事業を当社の中核ビジネスに成長させるべく、引き続き中長期的な視点に立った事業運営に注力してまいります。

（※）買収希望企業（買い手）が、持ち込まれる「売り案件」の中から買収先を探すのではなく、経営戦略に基づいて買収先を絞り込み発掘することで、より効率的なM&Aを実現する、当社の提供する役務の名称

<事業承継コンサルティング事業>

事業承継に関する相談及び受注件数は、コロナ禍前の状況まで回復し、堅調に推移しております。個別の顧客対応においては、対面・WEBの面談を併用することで、コロナ禍前と変わらない、あるいはより効率的で密度の高いコミュニケーションを行い、引き続き提案機会を増やしてまいります。

事業承継はオーナー企業を中心とする企業経営者の根幹的な課題であり、事業承継の課題解決を通じて、持続的成長、M&A、事業・資産ポートフォリオとしての国内外における不動産活用、その他海外における事業展開などあらゆる経営課題の相談に繋がると認識しております。そのためには、本社及び各地方拠点に配置している事業承継に携わるコンサルタントが、高品質の事業承継支援役務を提供することと、事業承継以外の幅広い役務の知見を持つことが必須であり、全社横断的な人材採用・育成をすすめております。高品質の事業承継支援役務をきっかけとした顧客（経営者等）との密接な関係をもとに、経営やオーナー経営者の資産に関するあらゆる相談に対応し貢献することで、収益基盤を強化してまいります。

海外事業コンサルティングの状況

上記の各事業分野における海外事業コンサルティングの状況について説明いたします。

東南アジアや米国で入国時における隔離制限が緩和され渡航が可能になったことで、M&Aの検討・動きが活性化しております。各国拠点においてM&A業務が再始動し、ファイナンシャルアドバイザー、トランザクションサービスの引き合い及び受注件数が順調に増えています。ただし、ウクライナ問題やそれに伴うインフレ加速、中国のゼロコロナ政策による営業活動・受注活動への影響は避けられず、中国においては既に引き合いが停滞している状況です。

今後も引き続き日系企業の海外展開を図る際の成長戦略策定からM&A・トランザクションサービスに至るまで、一気通貫した役務を提供してまいります。クライアントの日本拠点（親会社等）と海外拠点のいずれからでも支援できるよう、当社の各海外拠点のコンサルタントの連携と、均質サービスの提供を強化します。

また、2022年3月期から開始した米国賃貸住宅投資に係る不動産アセットマネジメントサービスでは、事業規模の拡大を見据え人員体制を拡充しました。

一方、懸念として、円安の進行がクロスボーダーM&Aや米国不動産投資に与えるマイナスの影響を注視してまいります。

営業面においては、継続的に実施しているWEBセミナーやホームページでの情報発信に加え、当社の紹介元である金融機関に対して当社の海外業務を認識いただくべく営業活動をさらに注力してまいります。

ロ) 不動産コンサルティング事業

実需向け不動産及び投資用不動産は、ともに活発な取引が行われています。一方で、先行き不透明な情勢に将来の不安を感じる顧客も多く、提携会計事務所から売却相談や不動産の総合的な相談が増加傾向にあります。短期間で受注に至るものがある一方で、案件相談から受注までに長期間要するものもあり、状況を見極めながら機動的に対応してまいります。場所柄流通しにくい小型案件等については受注の可否を含め慎重に対応し、効率的な運営を図ります。

各コンサルティング部門との密な連携により、顧客の不動産に関する課題解決に注力してまいります。

ハ) 教育研修・FP関連事業

集合研修・WEB研修ともに各企業の研修ニーズは多様化してきております。より効果的な研修を提供するために、研修方法やカリキュラムをカスタマイズすることにより、受注率を上げる営業活動を推進してまいります。また、研修効果の見える化を目的としたシステムによる学習サポート機能を拡充し、商品の差別化を図ってまいります。

相続手続サポート業務（「相続あんしんサポート」）については、足元の紹介・受注件数はコロナ禍前の状況に戻りつつあります。既存の紹介元である金融機関に加えて、相続発生前の潜在顧客の囲い込みが見込める高齢者向け介護施設等との連携等、新規の受注チャネルの開拓にも注力し、売上拡大を図ってまいります。

さらなる利用者の利便性向上を目指し、外部の高齢者向けサービス提供会社とのネットワークを構築することにより、相続発生手続き支援業務以外のサービスの拡充にも努めてまいります。

二) 投資・ファンド事業

今後も、各企業における事業構造見直しの動きに連動した資本構成の再構築ニーズ、株式の資金化ニーズが増加するものと予想しております。このようなニーズの高まりを受け、当社は昨年7月に新設したキャピタルソリューション四号投資事業有限責任組合に続き、昨年11月に山田コンサルティング吉号投資事業有限責任組合を新設いたしました。引き続き、優良な未上場企業に対する新規投資案件の発掘に注力し、投資を検討してまいります。

また、既投資先についても、定期的なモニタリング活動を継続してまいります。

(c) 持続的成長に向けた人材育成と働き方改革

当社が持続的成長を果たしていくためには、優秀な人材の獲得と定着が不可欠です。そのために以下の改革に継続的に取り組んでまいります。

- ・「個と組織の持続的成長」の実現のため、人生のライフステージに応じて、「家庭」・「仕事」・「自身の成長」のバランスをとって働き続けられる環境を整備すること
- ・当社社員が当社の文化や価値観に共鳴・共感し、常に高いレベルの業務・新たな業務にチャレンジし、長期的に探究・追求できるフィールドを構築すること

当社では、従来からの総合コンサルタント職の採用に加えて、女性を中心とした優秀な専門コンサルタント（データ分析やリサーチ業務に特化した専門職）の採用・育成を強化しております。また、事業会社出身の経営経験を有するシニア層の採用及び活躍の場の提供も積極的に推進しております。このような多様なメンバーが、安心して長期的に働き続けられる環境を整備し、定着率の向上を図ってまいります。2023年3月期において重点的に取り組む施策は以下のとおりです。

<バージョンアッププログラム（管理職向け取組み）>

2022年3月期より管理職を対象として、『バージョンアッププログラム』を開始いたしました。各人が上司と相談の上、個別にテーマを設定し、業務時間のうち5%（年間100時間）を自己の能力開発のための時間に充てる取組みです。「自身の専門性を深化する取組み」・「自身の専門性とは異なる分野の知見を広げる取組み」等を常に継続することで、各社員が高いレベルの業務・新たな業務にチャレンジする環境を整え、顧客のあらゆる経営課題への対応、新たな事業・サービスの展開を図ってまいります。

2022年3月期は、デジタルリテラシーなど基礎能力の向上、サステナビリティ経営など新しい領域の役割につながった事例を社内表彰いたしました。今後もより質の高いプログラムに各人が取り組めるよう引き続き推進してまいります。

<生産性向上と労働時間の削減>

生産性の向上及び労働時間の削減について、3年計画で改善に取り組んでまいります。

チームで生産性向上について議論し、全員参加型による改善活動を実施します。社員一人一人が常に考え行動し続けるために、改善活動を当社の文化・風土として根付かせてまいります。

加えて、生産性向上に資するための仕組みとして、昨年実施したオフィス改革（フリーアドレス制、WEB会議ブース・ミーティングエリア増設等）をはじめ、ナレッジ共有などITツールの積極活用など環境面の整備も引き続き行います。

制度面・環境面の整備とともに、最大限に能力を発揮できるような働き方や職場環境づくり等を通じて、さらなる成長と持続的な発展に努めてまいります。

④ 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資額は141,358千円であり、その主なものは、本社のオフィス改革に伴う設備投資、経営コンサルティング事業におけるコンピュータ及びその周辺機器への投資等であります。

⑤ 資金調達の状況

該当事項はありません。

⑥ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑧ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑨ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

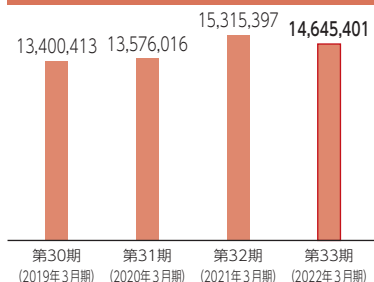
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況（連結ベース）

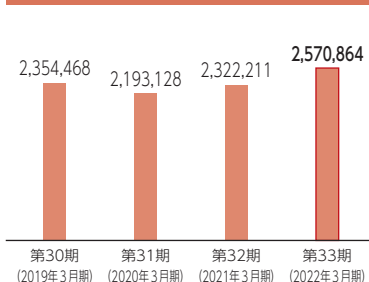
		第30期 (2019年3月期)	第31期 (2020年3月期)	第32期 (2021年3月期)	第33期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高	(千円)	13,400,413	13,576,016	15,315,397	14,645,401
経常利益	(千円)	2,354,468	2,193,128	2,322,211	2,570,864
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	1,599,189	1,233,040	1,394,265	1,716,063
1株当たり当期純利益		84円19銭	64円90銭	73円38銭	90円27銭
総資産	(千円)	13,200,266	15,010,887	16,892,691	18,419,364
純資産	(千円)	11,601,794	12,000,585	12,733,052	13,834,422

(注) 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

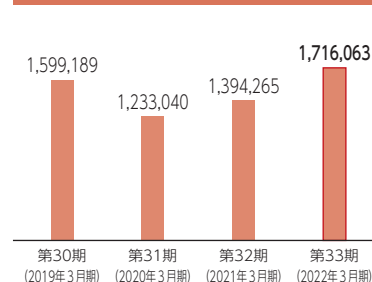
売上高 (単位：千円)



経常利益 (単位：千円)

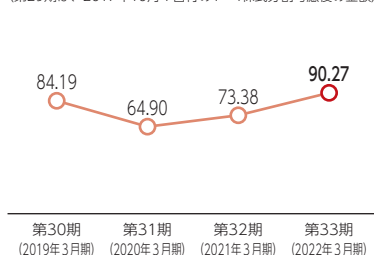


親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：千円)

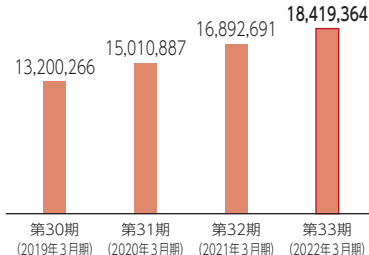


1株当たり当期純利益 (単位：円)

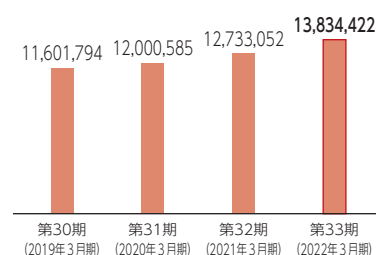
(第29期は、2017年10月1日付の1:4株式分割考慮後の金額)



総資産 (単位：千円)



純資産 (単位：千円)



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	千円	%	
SPIRE Research and Consulting Pte Ltd.	16,685	80	市場リサーチ及びコンサルティング
山田商務諮詢（上海）有限公司	20,000	100	経営コンサルティング
YAMADA Consulting & Spire (Thailand) Co., Ltd.	15,750	49	経営コンサルティング
YAMADA Consulting & Spire Vietnam Co., Ltd.	10,000	100	経営コンサルティング
Yamada Consulting Group USA Inc.	57,000	100	経営コンサルティング
相続あんしんサポート(株)	20,000	100	相続手続サポート業務
キャピタルソリューション(株)	20,000	100	投資事業組合等の設立・運営及び投資

組合名	受入出資金	当社の出資持分比率	主要な事業内容
	千円	%	
キャピタルソリューション式号投資事業有限責任組合	1,022,467	95	事業承継ファンド
キャピタルソリューション参号投資事業有限責任組合	4,924,357	99	事業承継ファンド
キャピタルソリューション四号投資事業有限責任組合	910,189	99	事業承継ファンド
山田コンサルティング壱号投資事業有限責任組合	1,895	100 (5)	事業承継ファンド

(注) 1. 議決権比率及び出資持分比率の（ ）内は間接保有割合で内数であります。

2. 2021年7月にキャピタルソリューション四号投資事業有限責任組合を、2021年11月に山田コンサルティング壱号投資事業有限責任組合をそれぞれ組成いたしました。

3. 上記の他、経営コンサルティング事業子会社3社、不動産コンサルティング事業子会社1社があります。

(4) 対処すべき課題

当社グループのセグメント別の対処すべき課題は次のとおりであります。

① 経営コンサルティング事業

経営コンサルティング事業における戦略は、顧客生涯価値（LifeTime Value）を最大化することが事業モデルにおける強みであり、顧客のあらゆる経営課題に対応するため、総合的なコンサルティング事業のクロスセル等を行うことで顧客ロイヤリティの向上を図り、今後も新たな事業、サービスの展開を図ってまいります。重点戦略は次のとおりであります。

- ・ 個の自律的な成長と個の成果が生み出す組織の成長とを調和させることで当社の持続的成長を実現する仕組みである「持続的成長システム」の運用
- ・ 「個と組織の持続的成長」を実現するための人材戦略の実行（採用、育成・定着、評価・活躍）
- ・ 従来から行っていた「部拠点単位」での管理に加えて「事業単位」で全社的な戦略を立案・実行する「事業推進体制（マトリックス組織運営）」の実行

② 不動産コンサルティング事業

不動産コンサルティング事業における戦略は、営業拠点及び顧客からビジネスパートナーとしての認知を獲得し、不動産に関する総合的な提案ができる「不動産総合コンサルティング事業」を目指すこととあります。重点戦略は次のとおりであります。

- ・ 富裕層のライフサイクルの各ステージにおいて資産運用（活用）の継続的パートナーとなれるサービス展開と認知獲得
- ・ 経営コンサルティング部門の顧客及び提携会計事務所に対する情報発信による提案型営業の強化
- ・ 資産管理部門の機能強化を通じて富裕層クライアントへのアプローチ拡充

③ 教育研修・FP関連事業

教育研修・FP関連事業における戦略は、人材育成のソリューションを提案できる「人材育成コンサルティング事業」を目指すこととあります。また、これまで蓄積してきたノウハウとネットワークを活かし、新規事業を実現することとあります。重点戦略は次のとおりであります。

- ・ 顧客ニーズにあった商品への見直し・商品開発、人材育成に関する教育プログラムの提案
- ・ 経営コンサルティング事業との協業、中小企業向け人材育成ニーズに応える教育研修プログラムの開発・推進
- ・ 相続手続に関するサポート業務（「相続あんしんサポート」）の早期の事業的規模への拡大

④ 投資・ファンド事業

投資・ファンド事業における戦略は、当社グループが手掛けるコンサルティング案件から発生する投資機会に積極的に関与し、コンサルティング案件にとどまらない新たな収益機会を創造していくこととあります。重点施策は次のとおりであります。

- ・顧客ニーズに応じて、事業承継支援を目的とする非上場株式への投資に加えて、不動産投資事業や富裕層・機関投資家向けの様々な資産サポート事業への積極的取り組み
- ・投資規模の大型化に対応すべくガバナンス体制を強化
- ・総合的な管理運営体制の構築

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、経営コンサルティング事業、不動産コンサルティング事業、F P 資格取得講座及び企業研修を中心とした教育研修・F P 関連事業、事業承継ファンド等の設立運営及び投資を行う投資・ファンド事業の4事業を展開しております。

当社グループの主たる事業の内容は次のとおりであります。

事業区分	事業内容
経営コンサルティング事業	経営コンサルティング(持続的成長、DX、組織戦略、コーポレートガバナンス) 事業再生コンサルティング M&Aアドバイザー 事業承継コンサルティング 海外事業コンサルティング 市場リサーチ及びコンサルティング
不動産コンサルティング事業	不動産仲介業務 不動産賃貸仲介・管理 不動産有効活用 相続税物納サポート 相続対策の立案と実行
教育研修・F P 関連事業	F P 教育研修 ビジネススキル研修・マネジメントスキル研修・営業スキル研修 ライフプラン研修 確定拠出年金(DC導入・継続)研修 相続手続サポート業務(「相続あんしんサポート」)
投資・ファンド事業	投資事業組合等(事業承継ファンド)の設立・運営、投資

(6) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

山田コンサルティンググループ(株)	本社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワーN館
	東北支店	宮城県仙台市青葉区中央一丁目2番3号 仙台マークワン
	名古屋支店	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番3号 J Rゲートタワー
	大阪支店	大阪府大阪市中央区伏見町四丁目1番1号 明治安田生命大阪御堂筋ビル
	京都支店	京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町101番地 アーバンネット四条烏丸ビル
	神戸支店	兵庫県神戸市中央区加納町四丁目2番1号 神戸三宮阪急ビル
	広島支店	広島県広島市東区二葉の里三丁目5番7号 GRANODE 広島
	九州支店	福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目13番1号 九勸承天寺通りビル
	郡山事業所	福島県郡山市駅前二丁目5番12号 郡山野村證券ビル
	浜松事業所	静岡県浜松市中区板屋町111番地2 浜松アクトタワー
	岡山事業所	岡山県岡山市北区下石井一丁目1番3号 日本生命岡山第二ビル本館
	熊本事業所	熊本県熊本市西区春日三丁目15番60号 JR熊本白川ビル
盛岡出張所	岩手県盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号 マリオス	
SPIRE Research and Consulting Pte Ltd.	本社 (シンガポール)	78 Shenton Way #24-01 Singapore 079120
山田商務諮詢 (上海) 有限公司	本社 (中国)	上海市静安区南京西路1515号 嘉里中心1期 12階
YAMADA Consulting & Spire (Thailand) Co., Ltd.	本社 (タイ)	Level 16,689 BhiraJ Tower at EmQuartier,Unit 1608-1610 Sukhumvit Road(Soi 35),Klongton Nuea, Vadhana, Bangkok 10110, Thailand
YAMADA Consulting & Spire Vietnam Co., Ltd.	本社 (ベトナム)	19F Sun Wah Tower, 115 Nguyen Hue Street,Ben Nghe Ward,District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam
YAMADA Consulting Group USA Inc.	本社 (米国)	801 S. Figueroa Street, Suite 620, Los Angeles, CA 90017

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
経営コンサルティング事業	703 (14) 名	6 (△3) 名
不動産コンサルティング事業	32 (－) 名	5 (△1) 名
教育研修・FP関連事業	34 (3) 名	△2 (△1) 名
投資・ファンド事業	5 (1) 名	2 (1) 名
全社 (共通)	53 (12) 名	5 (2) 名
合 計	827 (30) 名	16 (△2) 名

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 上記使用人数には、使用人兼務取締役は含まれておりません。
3. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減
732 (30) 名	7 (△2) 名

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 上記使用人数には、使用人兼務取締役は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,500,000 千円
株式会社りそな銀行	500,000 千円

- (注) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うために、借入極度額2,000,000千円のコミットメントライン契約を主幹事の株式会社三井住友銀行と締結しております。上記借入は全て当該コミットメントライン契約に基づくものであります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況（単体）

(1) 株式の状況（2022年3月31日現在）

- | | |
|-----------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 62,800,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 19,896,000株 |
| ③ 株主数 | 5,884名 |
| ④ 大株主の状況（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
株式会社日本マネジメント・アドバイザリー・カンパニー	7,043,200株	37.02%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,465,900	7.70
光通信株式会社	1,358,800	7.14
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	866,100	4.55
宮崎 信次	463,300	2.43
和田 成史	367,000	1.92
山田コンサル社員持株会	334,700	1.75
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	310,700	1.63
株式会社ユニバーサルエッジ	263,000	1.38
山田CG役員持株合同会社	252,000	1.32

- (注) 1. 当社は自己株式を872,989株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
 2. 持株比率は自己株式（872,989株）を控除して計算しております。
 3. 2021年3月5日付で、FMR LLCより当社株式に係る大量保有の変更報告書が関東財務局長に提出されております。当該報告書において、2021年2月26日現在で当社が791,100株を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末日における実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

(2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2022年3月31日現在)

		2017年4月20日開催取締役会決議による新株予約権	2018年4月26日開催取締役会決議による新株予約権	2020年7月22日開催取締役会決議による新株予約権
発行決議日		2017年4月20日	2018年4月26日	2020年7月22日
新株予約権の数		100個	5個	80個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 40,000株 (新株予約権1個につき400株)	普通株式 2,000株 (新株予約権1個につき400株)	普通株式 32,000株 (新株予約権1個につき400株)
新株予約権の払込金額		金銭を払い込むことを要しない。	金銭を払い込むことを要しない。	金銭を払い込むことを要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 506,000円 (1株当たり 1,265円)	新株予約権1個当たり 1,354,000円 (1株当たり 3,385円)	新株予約権1個当たり 520,800円 (1株当たり 1,302円)
権利行使期間		2019年4月17日から 2022年4月26日まで	2020年5月9日から 2023年5月8日まで	2022年8月7日から 2025年8月6日まで
行使の条件		(注) 1、2	(注) 1、2	(注) 1、2
当社役員 の保有状況	監査等委員でない 取締役	新株予約権の数 77個	新株予約権の数 5個	新株予約権の数 80個
		目的となる株式数30,800株	目的となる株式数 2,000株	目的となる株式数32,000株
		保有者数 1名	保有者数 1名	保有者数 3名
	監査等委員である 取締役	新株予約権の数 -	新株予約権の数 -	新株予約権の数 -
		目的となる株式数 -	目的となる株式数 -	目的となる株式数 -
		保有者数 -	保有者数 -	保有者数 -

(注) 1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、または定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。

2. その他条件については、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3. 2017年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割に伴い、2017年4月20日開催の取締役会決議による新株予約権は、新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額につきまして、調整を行っております。

4. 2018年4月26日開催の取締役会決議による新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		2021年5月27日開催取締役会決議による 新株予約権
発行決議日		2021年5月27日
新株予約権の数		20個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 2,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		金銭を払い込むことを要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり127,000円 (1株当たり1,270円)
権利行使期間		2023年6月12日から 2026年6月11日まで
行使の条件		(注) 1、2
当社使用人等への 交付状況	当社執行役員	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 2,000株 交付者数 1名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 - 目的となる株式数 - 交付者数 -

(注) 1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、または定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。

2. その他条件については、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(4) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	西 口 泰 夫	(株)HANDY代表取締役社長 (株)ユーシン精機社外取締役 Gyrfalcon Technology Inc.independent director Gyrfalcon Technology Japan(株)代表取締役会長兼CEO (株)FLOSFIA社外取締役 マイクロ波化学(株)社外取締役
代表取締役社長	増 田 慶 作	山田ファイナンシャルサービス(株)代表取締役社長 キャピタルソリューション(株)代表取締役社長 (株)日本マネジメント・アドバイザー・カンパニー代表取締役
専務取締役	辻 剛	事業統括本部長
取締役	布 施 麻記子	経営企画担当兼広報担当 ニッセイアセットマネジメント(株)社外取締役
取締役	首 藤 秀 司	管理本部長
取締役 (監査等委員・常勤)	永 長 正 士	
取締役 (監査等委員)	山 崎 達 雄	(株)堂島取引所社外取締役
取締役 (監査等委員)	岩 品 信 明	TMI総合法律事務所パートナー

(注) 1. 永長正士氏、山崎達雄氏、岩品信明氏は、社外取締役であります。

2. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行う等、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、永長正士氏を常勤の監査等委員として選定しております。

3. 当社は、社外取締役 (監査等委員) である永長正士氏、山崎達雄氏、岩品信明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が定める額としております。

③ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

a. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役職、事業の成長貢献及び中長期的視点からの成長期待を重視して基礎額を算定し、それに業績貢献、従業員給与の水準等を総合的に勘案して決定するものとする。

b. 非金銭報酬等の内容もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

非金銭報酬等は、ストック・オプションとし、原則として一定の役職に新たに就任した者に対して、就任後1年以内にあらかじめ定められた個数を付与する。

具体的な個数については、別途「ストック・オプション付与ルール」に定める通りとする。

c. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬は、原則として基本報酬のみとするが、一定の役職に新たに就任した者に対して、非金銭報酬等としてあらかじめ定められた個数のストック・オプションを付与することがある。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

代表取締役は、役職、事業の成長貢献及び中長期的視点からの成長期待を重視して基礎額を算定し、それに業績貢献を勘案して各取締役の報酬額案を作成する。代表取締役は、指名・報酬諮問委員会に各取締役の報酬額案を提出し、同委員会は審議を行ったうえで取締役会に答申を行う。取締役会での議論のもと取締役会は代表取締役に一任し、代表取締役が各取締役の報酬等の額を決定する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬額の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	181,350 (-)	177,850 (-)	- (-)	3,500 (-)	5 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	31,987 (31,987)	31,987 (31,987)	- (-)	- (-)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	213,338 (31,987)	209,837 (31,987)	- (-)	3,500 (-)	8 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 非金銭報酬等の内容はストック・オプションであり、付与の際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
3. 取締役の報酬限度額は、取締役（監査等委員を除く。）については、2018年1月26日開催の臨時株主総会において年額300,000千円以内（うち社外取締役分20,000千円以内。使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役含む）の定数は15名以内であります。
- 取締役（監査等委員）については、2016年6月16日開催の第27回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の定数は3名以上であります。
4. 取締役（監査等委員である取締役を除く。社外取締役を除く。）にストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬の額については、2016年6月16日開催の第27回定時株主総会において上記報酬限度額とは別枠で年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役含む）の定数は15名以内であります。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

代表取締役は、役職、事業の成長貢献及び中長期的視点からの成長期待を重視して基礎額を算定し、それに業績貢献を勘案して各取締役の報酬額案を作成しております。代表取締役は、指名・報酬諮問委員会に各取締役の報酬額案を提出し、同委員会は審議を行ったうえで取締役会に答申を行っております。取締役会での議論のもと取締役会は代表取締役に一任し、代表取締役が各取締役の報酬等の額を決定しております。

二. 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）岩品信明氏は、TMI総合法律事務所パートナーであります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会及び監査等委員会への出席状況

		取締役会（12回開催）		監査等委員会（12回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 （監査等委員・常勤）	永 長 正 士	12回	100%	12回	100%
取締役 （監査等委員）	山 崎 達 雄	12	100	12	100
取締役 （監査等委員）	岩 品 信 明	12	100	12	100

- b. 取締役会、監査等委員会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
- ・ 常勤監査等委員永長正士氏は、当社の執行役員会等の重要な会議に出席することにより当社グループの経営の実態を適時把握しており、財務省及び人事院での要職を歴任された中で培った経験と見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・提言を積極的に行っております。監査等委員会では他の監査等委員である取締役に對して社内状況に関する情報共有を積極的に行っており、内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
 - ・ 監査等委員山崎達雄氏は、財務省での要職を歴任された中で培った経験と見識、経済・国際・金融情勢に関する専門知識から、当社の海外子会社管理体制、海外事業展開、ガバナンス体制等に関する監督・助言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。監査等委員会では当社グループのガバナンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
 - ・ 監査等委員岩品信明氏は、弁護士及び税理士として企業法務及び財務に関する幅広い専門的見地から、当社の海外子会社管理体制、ガバナンス体制、コンプライアンス体制等に関する監督・助言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、当社の内部通報窓口を担当しており、日常的なコンプライアンス対応を行っております。監査等委員会では当社グループのガバナンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
 - ・ 監査等委員の永長正士氏、山崎達雄氏、岩品信明氏は、指名・報酬諮問委員会の委員であり、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

(5) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,900千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、SPIRE Research and Consulting Pte Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(6) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・グループ全体のコンプライアンスに関する統括組織として、グループリスク管理・コンプライアンス委員会を設置している。同委員会の委員長をコンプライアンス統括責任者とし、グループ内各組織横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- ・コンプライアンス関連の諸規程を当社グループの行動規範とし、当社グループの取締役及び使用人に対し定期的を実施する研修等を通じて、法令及び社会倫理をすべての企業活動の前提とすることを徹底する。
- ・内部通報者保護規程を制定しており、組織的又は個人的な法令等違反行為等を速やかに認識し対処するとともに通報者に対する不利な取り扱いを防止する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む。）については、文書管理規程に従い、関連資料とともに保存、管理し、少なくとも10年間は必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を制定している。
- ・グループ全体のリスク管理に関する統括組織として、グループリスク管理・コンプライアンス委員会を設置しており、グループを取り巻く様々なリスクをグループ内各組織横断的に把握・評価し、これを適切に管理する。
- ・リスクの現実化に伴う危機に備え、危機管理規程、緊急時対応策規程等を制定しており、迅速かつ適切に対処することにより損失の最小限化に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会は、毎月1回の定期開催に加え必要に応じて適宜臨時に開催し、迅速な意思決定体制としている。毎月1回の定期開催取締役会では、子会社の会計報告及び状況報告等を行う。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ グループリスク管理・コンプライアンス委員会主導のもと、グループ各子会社において必要な諸規程を整備し、当社グループの内部統制を構築・運用している。
- ・ 関係会社管理規程を定めており、同規程に基づく当社への決裁・報告制度により、グループ各子会社に対し必要な管理を行う。

⑥ 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・ 監査等委員である取締役が必要とした場合、その職務を補助する使用人を置くものとしている。なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は監査等委員会の意見を尊重し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとする。
- ・ 監査等委員である取締役の職務を補助する使用人は、その要請された業務の遂行に関しては、監査等委員である取締役の指揮命令に従うものとする。

⑦ 監査等委員会に報告するための体制、その他監査等委員会への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ・ 当社グループの取締役及び使用人は、当社及びグループ各社の業務業績に影響を与える重要な事項について監査等委員会に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、又は当社及びグループ各社に損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく報告するものとする。なお、前記に関わらず、監査等委員会は必要に応じて、当社グループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ・ 監査等委員会への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。

⑧ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の遂行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・ 監査等委員である取締役がその職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求がその職務の遂行に必要でないと認められる場合を除き、これに応じるものとする。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査等委員会は、監査の実効性を高めるため、代表取締役との意見交換を随時行う。
- ・ 監査等委員会は、必要に応じて顧問弁護士や会計監査人と連携をとり監査を行う。

⑩ 反社会的勢力による被害を防止するための社内体制の整備

- ・当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の係わりを持たず、毅然とした態度を貫き、これを断固として排除することを基本方針とする。当社の総務部を反社会的勢力対応の総括部署と位置づけ、顧問弁護士、所轄警察等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築している。

(7) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンス・リスク管理体制について

当事業年度においてはグループリスク管理・コンプライアンス委員会を4回開催し、グループ全体のコンプライアンス・リスク管理体制の整備・運用状況を把握しております。グループ全体のリスク評価を実施し、課題事項についてはその重要度に応じてグループ全体のコンプライアンスプログラムに反映し改善を行っており、その進捗状況及び達成状況の評価を当社取締役会に報告しております。

② 取締役の職務執行及びグループ管理体制について

当事業年度においては取締役会を12回開催し、法令や定款に定められた事項や当社の経営に関する重要事項を決定するとともに、子会社の会計報告及び経営状況報告も行い、グループ全体の業務執行の監督を行っております。

また、当社は、子会社の重要事実を決定する場合は、関係会社管理規程に基づき、当社取締役会において審議・決議を行っております。

加えて当社取締役は、当社執行役員会及び営業会議等の重要な会議に出席し、経営実態の把握、指導をしております。

③ 内部監査について

内部監査部門は、当社及びグループ子会社（海外子会社含む）の情報管理体制・組織管理体制の整備・運用状況に関する監査を重点的に実施しております。

④ 監査の職務執行について

監査等委員会は、監査等委員である社外取締役3名（うち常勤1名）で構成されております。当事業年度においては監査等委員会を12回開催し、常勤の監査等委員である取締役からの当社グループの状況に関する報告及び監査等委員相互による意見交換等を行っております。

監査等委員である取締役は当社取締役会、監査等委員会に出席し、意見交換を行うこと等により適時適切に職務執行の監査を行っております。また、会計監査人との面談も定期的に行っており、意見交換等を行っております。

常勤の監査等委員である取締役は、当社の取締役会以外の執行役員会及び営業会議等の重要会議にも出席し、当社グループ全体の実態を適時把握することにより、監査機能を発揮しております。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識し、「高水準かつ安定的な配当」を続けていくことを基本方針としております。

この基本方針の下、具体的な指標としては、連結配当性向50%を上限とすることとしておりますが、これに、少なくともDOE（株主資本配当率）5%を目途に安定配当とする指標を加え、当社グループ全体の利益水準及び財政状態等を総合的に勘案しながら中間配当額及び期末配当額を決定しております。

上記基本方針に基づき、当連結会計年度（2022年3月期）は、連結業績、財政状況等を総合的に勘案し、1株当たり期末配当額を28円と決定いたしました（第2四半期末配当1株当たり18円、期末配当1株当たり28円、年間合計1株当たり46円）。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	16,320,434
現金及び預金	9,864,630
売掛金	1,325,334
有価証券	626,504
営業投資有価証券	3,965,168
商品及び製品	99,060
原材料及び貯蔵品	116
その他	489,178
貸倒引当金	△49,559
固定資産	2,098,930
有形固定資産	472,275
建物及び構築物	262,365
土地	57,774
その他	152,135
無形固定資産	118,462
のれん	399
その他	118,062
投資その他の資産	1,508,192
投資有価証券	109,517
敷金及び保証金	610,168
繰延税金資産	220,487
その他	568,019
資産合計	18,419,364

科目	金額
負債の部	
流動負債	4,500,360
支払手形及び買掛金	271,670
短期借入金	2,000,000
未払法人税等	834,331
契約負債	88,840
賞与引当金	133,188
その他	1,172,329
固定負債	84,580
繰延税金負債	19,777
その他	64,803
負債合計	4,584,941
純資産の部	
株主資本	13,531,266
資本金	1,599,538
資本剰余金	1,542,322
利益剰余金	10,900,246
自己株式	△510,839
その他の包括利益累計額	100,035
その他有価証券評価差額金	△2,106
為替換算調整勘定	102,142
新株予約権	34,447
非支配株主持分	168,672
純資産合計	13,834,422
負債純資産合計	18,419,364

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	14,645,401
売上原価	2,201,251
売上総利益	12,444,149
販売費及び一般管理費	9,942,545
営業利益	2,501,604
営業外収益	113,277
受取利息	19,691
助成金収入	4,173
為替差益	82,064
その他	7,347
営業外費用	44,017
支払利息	6,557
支払手数料	25,481
投資事業組合運用損	3,515
その他	8,462
経常利益	2,570,864
税金等調整前当期純利益	2,570,864
法人税、住民税及び事業税	789,960
法人税等調整額	25,005
当期純利益	1,755,898
非支配株主に帰属する当期純利益	39,835
親会社株主に帰属する当期純利益	1,716,063

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,599,538	1,526,001	9,944,451	△523,772	12,546,218
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△760,268		△760,268
親会社株主に帰属する当期純利益			1,716,063		1,716,063
自己株式の処分		16,320		12,932	29,253
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	16,320	955,794	12,932	985,047
当連結会計年度末残高	1,599,538	1,542,322	10,900,246	△510,839	13,531,266

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替 調整 勘定	その他の包括 利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	19,211	12,330	31,542	30,919	124,372	12,733,052
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△760,268
親会社株主に帰属する当期純利益						1,716,063
自己株式の処分						29,253
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)	△21,318	89,812	68,493	3,528	44,300	116,322
当連結会計年度変動額合計	△21,318	89,812	68,493	3,528	44,300	1,101,370
当連結会計年度末残高	△2,106	102,142	100,035	34,447	168,672	13,834,422

計算書類

貸借対照表 (山田コンサルティンググループ株式会社) (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	10,527,856	流動負債	4,103,096
現金及び預金	8,473,543	支払手形及び買掛金	242,294
売掛金	1,126,187	短期借入金	2,000,000
有価証券	626,504	未払金	5,806
商品及び製品	12,039	未払費用	697,919
原材料及び貯蔵品	116	未払法人税等	571,192
前払費用	238,326	契約負債	43,408
その他	51,138	賞与引当金	133,188
固定資産	5,496,831	預り金	181,654
有形固定資産	450,993	その他	227,631
建物及び構築物	254,735	固定負債	63,712
工具、器具及び備品	138,483	長期借入金	50,000
土地	57,774	その他	13,712
無形固定資産	110,179	負債合計	4,166,809
ソフトウェア	106,918	純資産の部	
その他	3,261	株主資本	11,825,350
投資その他の資産	4,935,658	資本金	1,599,538
投資有価証券	73,774	資本剰余金	1,536,872
関係会社株式	405,857	資本準備金	1,518,533
その他の関係会社有価証券	88	その他資本剰余金	18,339
長期貸付金	3,353,880	利益剰余金	9,199,780
繰延税金資産	197,230	利益準備金	5,600
敷金及び保証金	592,370	その他利益剰余金	9,194,180
保険積立金	94,959	繰越利益剰余金	9,194,180
その他	217,497	自己株式	△510,839
資産合計	16,024,687	評価・換算差額等	△1,920
		その他有価証券評価差額金	△1,920
		新株予約権	34,447
		純資産合計	11,857,878
		負債純資産合計	16,024,687

損益計算書 (山田コンサルティンググループ株式会社) (2021年4月1日から2022年3月31日まで) (単位:千円)

科目	金額
売上高	12,990,111
売上原価	1,771,244
売上総利益	11,218,867
販売費及び一般管理費	9,324,226
営業利益	1,894,640
営業外収益	158,260
受取利息	53,771
為替差益	97,501
その他	6,987
営業外費用	40,052
支払利息	6,597
支払手数料	25,481
投資事業組合運用損	3,515
その他	4,457
経常利益	2,012,849
税引前当期純利益	2,012,849
法人税、住民税及び事業税	622,173
法人税等調整額	19,376
当期純利益	1,371,298

株主資本等変動計算書 (山田コンサルティンググループ株式会社) (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,599,538	1,518,533	2,019	1,520,552	5,600	8,583,150	8,588,750	△523,772	11,185,067
当期変動額									
剰余金の配当						△760,268	△760,268		△760,268
当期純利益						1,371,298	1,371,298		1,371,298
自己株式の処分			16,320	16,320				12,932	29,253
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	16,320	16,320	-	611,030	611,030	12,932	640,283
当期末残高	1,599,538	1,518,533	18,339	1,536,872	5,600	9,194,180	9,199,780	△510,839	11,825,350

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	19,211	19,211	30,919	11,235,199
当期変動額				
剰余金の配当				△760,268
当期純利益				1,371,298
自己株式の処分				29,253
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△21,132	△21,132	3,528	△17,603
当期変動額合計	△21,132	△21,132	3,528	622,679
当期末残高	△1,920	△1,920	34,447	11,857,878

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

山田コンサルティンググループ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

跡部尚志

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

伊東朋

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、山田コンサルティンググループ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、山田コンサルティンググループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

山田コンサルティンググループ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	跡部尚志
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊東朋

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、山田コンサルティンググループ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第33期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月26日

山田コンサルティンググループ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	永	長	正	士	印
監査等委員	山	崎	達	雄	印
監査等委員	岩	品	信	明	印

(注) 監査等委員3名は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めるため、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削 除）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>附則 (社外監査役の責任限定契約に関する経過措置) 第27回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償を限定する契約については、なお従前の例による。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>附則 (社外監査役の責任限定契約に関する経過措置) 第1条 第27回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償を限定する契約については、なお従前の例による。</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第2条 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条のただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

株主総会参考書類

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の内容は、独立社外取締役を委員長とする取締役会の諮問機関である「指名・報酬諮問委員会」の審議を経たうえで、取締役会において承認されたものであります。

また、本議案について、監査等委員会として、特段指摘すべき点はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	
1	にしぐち やすお 西口 泰夫	取締役会長	再任
2	ますだ けいさく 増田 慶作	代表取締役社長	再任
3	つじ つよし 辻 剛	専務取締役 事業統括本部長	再任
4	ふせまきこ 布施麻記子	取締役 経営企画担当兼広報担当	再任
5	しゅとう ひでじ 首藤 秀司	取締役 管理本部長	再任

再任 再任取締役候補者

候補者番号

1

にしぐち やすお
西口 泰夫 (1943年10月9日生)所有する当社の株式数…………… 43,100株
在任年数…………… 6年

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1975年 4月	京都セラミック(株) (現京セラ(株)) 入社	2016年 6月	当社社外取締役
1992年 6月	同社代表取締役専務	2018年 4月	Gyrfalcon Technology Inc. independent director (現任)
1997年 6月	同社代表取締役副社長	2019年 1月	Gyrfalcon Technology Japan(株) 代表取締役会長兼CEO (現任)
1999年 6月	同社代表取締役社長	2019年 3月	(株)FLOSFIA社外取締役 (現任)
2005年 6月	同社代表取締役会長兼CEO	2020年 4月	マイクロ波化学(株)社外取締役 (現任)
2007年 7月	(株)HANDY代表取締役社長 (現任)	2020年 4月	当社取締役会長 (現任)
2014年 6月	(株)ユーシン精機社外取締役 (現任)		
2015年 3月	(株)ソシオネクスト代表取締役会長兼CEO		

【重要な兼職の状況】

(株)HANDY代表取締役社長
 (株)ユーシン精機社外取締役
 Gyrfalcon Technology Inc.independent director
 Gyrfalcon Technology Japan (株)代表取締役会長兼CEO
 (株)FLOSFIA社外取締役
 マイクロ波化学(株)社外取締役

候補者番号

2

ますだ けいざく
増田 慶作 (1961年8月28日生)所有する当社の株式数…………… 172,700株
在任年数…………… 20年

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1989年 8月	相馬計二司法書士事務所入所	2007年 6月	当社取締役副社長
1991年11月	公認会計士・税理士山田淳一郎事務所 (現税理士法人山田&パートナーズ) 入所	2008年 1月	キャピタルソリューション(株)設立 代表取締役社長 (現任)
2000年 7月	ティーエフピー経営コンサルティング(株) (現山田コンサルティンググループ(株)) 代表取締役社長	2009年 4月	当社代表取締役副社長
2002年 6月	当社取締役	2016年10月	当社代表取締役社長
2004年 1月	(株)東京エフピー保険パートナーズ (現山田ファイナンシャルサービス(株)) 代表取締役社長 (現任)	2018年 4月	当社代表取締役社長 社長執行役員
		2020年 1月	(株)日本マネジメント・アドバイザリー・カンパニー代表取締役 (現任)
		2020年 6月	当社代表取締役社長 (現任)

【重要な兼職の状況】

山田ファイナンシャルサービス(株)代表取締役社長
 キャピタルソリューション(株)代表取締役社長
 (株)日本マネジメント・アドバイザリー・カンパニー代表取締役

候補者番号

3

つじ つよし
辻 剛

(1972年10月25日生)

所有する当社の株式数…………… 26,600株
在任年数…………… 2年

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1997年 9月	松山隆司税理士事務所入所	2019年 4月	当社専務執行役員
2000年10月	ティーエフピー経営コンサルティング(株) (現山田コンサルティンググループ(株)) 入社	コンサルティング統括本部長	
2009年 4月	同社取締役	2020年 6月	当社専務取締役
2015年 5月	同社常務取締役	コンサルティング統括本部長	
2018年 4月	当社専務執行役員 経営コンサルティング事業本部長	2020年10月	当社専務取締役 事業統括本部長 (現任)

【重要な兼職の状況】

該当事項はありません。

候補者番号

4

ふ せ ま き こ
布施 麻記子

(1955年2月3日生)

所有する当社の株式数…………… 146,600株
在任年数…………… 32年

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1977年 4月	三菱重工業(株)入社	2007年 4月	(株)TFPオーナー企業総合研究所 (現山田コンサルティンググループ(株)) 常務取締役
1988年 5月	公認会計士・税理士山田淳一郎事務所 (現税理士法人山田&パートナーズ) 入所	2007年 6月	当社取締役
1989年 7月	当社取締役	2016年 3月	(株)だいこう証券ビジネス社外監査役
1999年 6月	当社常務取締役	2017年 3月	ニッセイアセットマネジメント(株) 社外取締役 (現任)
2002年10月	(株)東京ファイナンシャルプランナーズ (現山田コンサルティンググループ(株)) 常務取締役	2020年 6月	当社取締役経営企画担当
		2021年 6月	当社取締役経営企画担当兼広報担当 (現任)

【重要な兼職の状況】

ニッセイアセットマネジメント(株)社外取締役

候補者番号

5

しゅとう ひでし
首藤 秀司

(1958年11月5日生)

所有する当社の株式数…………… 800株
在任年数…………… 2年

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1982年 4月 野村證券(株)入社
2009年 4月 同社法人開発部長
2018年 4月 当社入社2019年12月 当社執行役員管理本部担当
2020年 4月 当社執行役員管理本部長
2020年 6月 当社取締役管理本部長（現任）

【重要な兼職の状況】

該当事項はありません。

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案**監査等委員である取締役2名選任の件**

監査等委員である取締役の山崎達雄氏、岩品信明氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の内容は、独立社外取締役を委員長とする取締役会の諮問機関である「指名・報酬諮問委員会」の審議を経たうえで、取締役会において承認されたものであります。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	やま さき たつ お 山崎 達雄 (1957年8月26日生)		所有する当社の株式数…………… 一株 在任年数…………… 6年
再任	【略歴、当社における地位及び担当】		
社外	1980年4月 大蔵省（現財務省）入省	2014年7月 財務官	
	2008年7月 金融庁総務企画局参事官	2015年7月 財務省退官	
独立	2012年8月 財務省国際局長	2016年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	
		2021年6月 (株)堂島取引所社外取締役（現任）	

【重要な兼職の状況】

(株)堂島取引所社外取締役

候補者番号	いわ しな のぶ あき 岩品 信明 (1972年2月11日生)		所有する当社の株式数…………… 500株 在任年数…………… 5年
再任	【略歴、当社における地位及び担当】		
社外	2000年10月 第二東京弁護士会登録	2010年12月 税理士登録	
	2006年6月 TMI総合法律事務所入所	2013年1月 TMI総合法律事務所パートナー（現任）	
独立	2007年7月 東京国税局調査第一部国際調査課（任期付公務員）	2017年2月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	
	2009年7月 TMI総合法律事務所復帰		

【重要な兼職の状況】

TMI総合法律事務所パートナー

(注) 1. 山崎達雄氏及び岩品信明氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 山崎達雄氏及び岩品信明氏は、社外取締役候補者であります。

3. 当社は、山崎達雄氏及び岩品信明氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が定める額としております。両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。

4. 山崎達雄氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は財務省での要職を歴任された中で培った経験と見識、経済・国際・金融情勢に関する専門知識から、当社の海外子会社管理体制、海外事業展開、ガバナンス体制等に関する監督・助言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしており、引き続きその役割を期待しております。また、同氏が選任された場合は、引き続き指名・報酬諮問委員として当社の役員候補の選定や役員報酬の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。なお、同氏は、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、上記理由により、引き続き当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
5. 岩品信明氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は弁護士及び税理士として企業法務及び財務に関する幅広い専門的見地から、当社の海外子会社管理体制、ガバナンス体制、コンプライアンス体制等に関する監督・助言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしており、引き続きその役割を期待しております。また、同氏が選任された場合は、引き続き指名・報酬諮問委員として当社の役員候補の選定や役員報酬の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。なお、同氏は、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、上記理由により、引き続き当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
6. 山崎達雄氏及び岩品信明氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって山崎達雄氏は6年、岩品信明氏は5年4ヶ月であります。
7. 当社は、山崎達雄氏及び岩品信明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

以 上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ 毛

A series of 15 horizontal dashed lines for writing practice.

株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワーN館

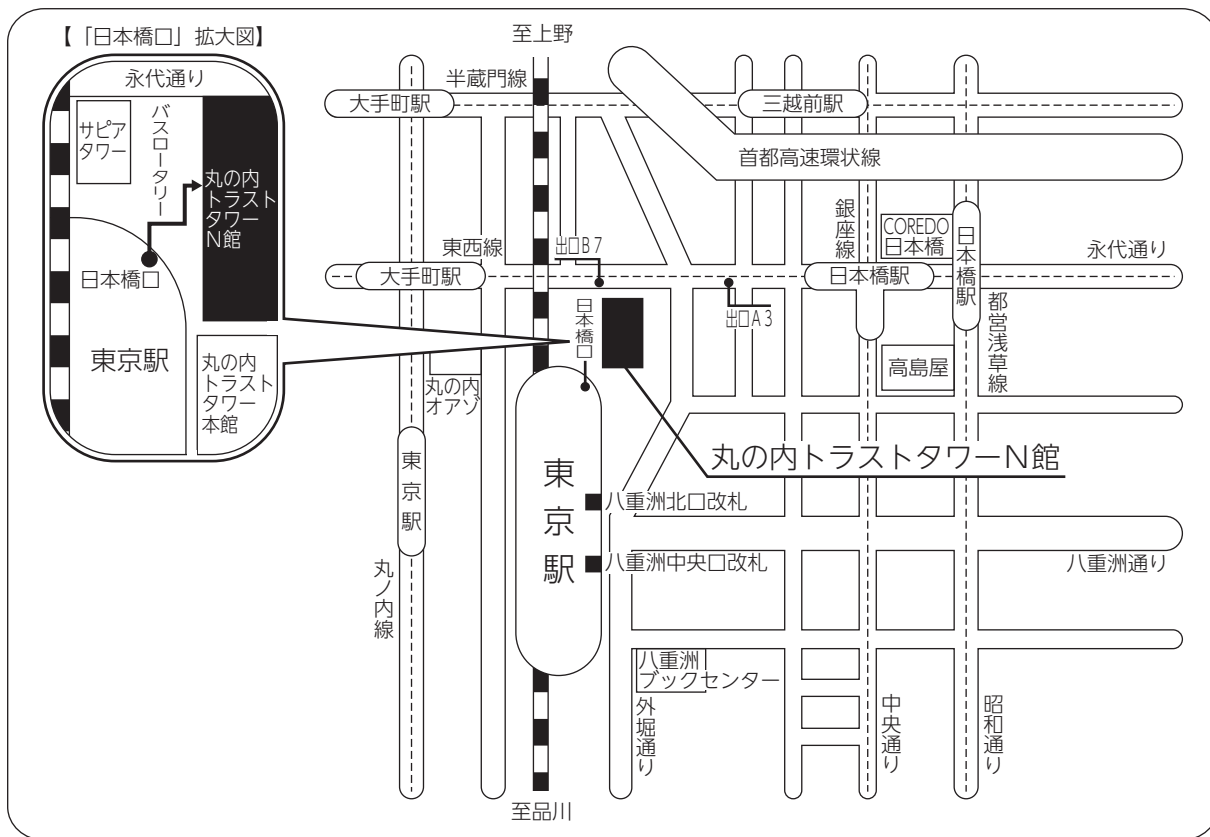
9階 会議室（低層階用エレベーターをご利用ください。） 電話 (03) 6212-2510

交通

J R [東京駅] 日本橋口 徒歩1分

地下鉄 [大手町駅] B7出口 徒歩2分

地下鉄 [日本橋駅] A3出口 徒歩4分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご注意くださいようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。